

医療費分析事業に関する協定書

平成26年3月20日

高松市長（以下「甲」という。）、全国健康保険協会香川支部長（以下「乙」という。）および国立大学法人香川大学教授真鍋芳樹（以下「丙」という。）は、医療費分析事業に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的および内容）

第1条 甲、乙および丙は、医療費の適正化および効果的な保健事業の実施を目的として、高松市在住の全国健康保険協会の加入者および国民健康保険の加入者を対象とした医療費分析事業（以下「本事業」という。）を実施する。

（事故または災害発生時における報告）

第2条 事故または災害によって、甲、乙および丙から提供を受けた本事業に伴い作成された資料等に損害が生じた場合、甲、乙および丙はそれぞれの相手に対し、直ちに報告し、協議するとともに、この間も資料等の管理を適切に行うなど、適切な対応を講じなければならない。

（費用）

第3条 本事業に関する情報の提供およびそれに付随する費用については、無償とする。

（守秘義務）

第4条 職員等が、この協定に基づき研究等に従事している際に知り得た個人情報および秘密は、他に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（研究成果の公表）

第5条 甲、乙および丙が、この協定に基づき実施して得た研究成果は、原則として公表するものとする。ただし、公表するに際しては、事前に相手方の機関の承諾を得るとともに、公表に当たっては、個人情報が特定されないものであることとする。

（有効期限）

第6条 この協定は、協定締結日より平成27年3月31日まで効力を有する。ただし、甲、乙および丙から特段の申し出がなく、この協定に特段の変更が生じない場合においては、この協定の有効期限は1年間延長されるものとし、以降もまた同様とする。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙および丙で協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙記名の上、各自1通を保有する。

甲 高松市

高松市長

大西 秀人



乙 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階

全国健康保険協会 香川支部

支部長

田中 亮三



丙 高松市幸町1番1号

国立大学法人香川大学

教授

真鍋 芳樹

